

# 罪を犯した18歳、19歳の「特定少年」に対する実名報道について

法学部法律学科法律専攻3年 沼田恭介

1. はじめに
2. 「特定少年」とは
3. 実名報道を巡る各種メディアの対応
4. 実名報道のメリット・デメリット
5. 私見
6. 終わりに

## 1. はじめに

令和3年(2021年)5月21日、少年法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年(2022年)4月1日から施行された<sup>1</sup>。この改正少年法では、18歳・19歳の者を「特定少年」として位置づけ、引き続き少年法が適用されるようになった。一方、改正前の少年法では、少年のとき犯した事件については、実名・写真等の報道が禁止されていたが、特定少年のとき犯した事件について起訴された場合には、禁止が解除されることになった。後ほど記述するが、実際、特定少年による、殺害・放火事件では少年を起訴して実名を報道した。だが、実名を報じて顔写真を公開した媒体もあれば、少年法の理念にのっとり匿名報道を続ける所もあり、対応が分れている。また、一部週刊誌がこの事件が発生した直後に少年の実名と顔写真を赤裸々に掲載し、日本弁護士連合会が抗議するなど、評価が二分されている<sup>2</sup>。

今回のレポートでは、特定少年として実名・顔写真が掲載された事件を踏まえつつ、実名報道のメリット・デメリットを考慮し、実名報道をするか否かを述べていきたいと思う。

## 2. 「特定少年」とは

まず、特定少年とはどのようなものなのか説明したいと思う。特定少年とは、改正少年法によって新たに位置づけられた制度のことである。18歳・19歳の者が罪を犯した場合には、責任ある主体として積極的な役割を果たすことが求められ、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を設けるようになった。具体的には、特定少年に該

---

<sup>1</sup> 法務省「少年法が変わります！」2024年12月23日閲覧

[https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14\\_00015.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00015.html)

<sup>2</sup> 「少年事件の実名・顔写真報道に対して抗議する会長声明」2021年10月25日

<https://niben.jp/news/opinion/2021/202110253084.html> (2024年12月23日閲覧)

当する者は、逆送対象事件の拡大や逆送決定後には 20 歳以上の者と同等に取り扱われることとなる。また、逆送対象事件においては、死刑や無期懲役等の罪が追加されたり、起訴された場合には、実名報道や顔写真の掲載が許可される。

### 3. 実名報道を巡る各種メディアの対応

では、実際に「特定少年」として実名報道がなされた事件について論じていく。事件の概要としては、2021 年、山梨県甲府市で一方向的に好意を寄せていた女性の住宅に侵入し、両親を殺害して住宅を全焼させたとして殺人や放火の罪に問われた事件である<sup>3</sup>。犯行当時 19 歳であった被告に対し、甲府地方裁判所は、「年齢を最大限考慮しても、刑事責任は重く、更生の可能性も低い」などとして、求刑通り死刑判決を下した。罪を犯した 18 歳・19 歳を特定少年と位置づける改正少年法が施行されて以降、死刑が言い渡されたのは初めての事例となった。この事件を受け、各種メディアの対応は分れている<sup>4</sup>。「読売・朝日・日本経済・産経・毎日」の主要新聞社や各種テレビ局は「お断り」を入れた上で特定少年の掲載に踏み切った。実名報道に至った理由として、読売新聞は、「2 人の命が失われた事件の重要性や社会的影響を加味」として、毎日新聞は「この事件の重要な被害をもたらした社会関心の高い事例である」と判断した。一方、東京新聞は、朝刊一面で「19 歳特定少年 氏名初公表」と見出しを打った上で、「特定少年 匿名報道を続けます」とした。理由としては「20 歳未満については健全育成を目的とした少年法の理念を尊重し死刑判決後も匿名で報道する」としている。以下の表は各種メディアの対応をまとめて者である。

#### ① 新聞社

	誌面	インターネット
読売新聞	実名	有料版のみ実名
朝日新聞	実名	実名
毎日新聞	実名	有料版のみ実名
日本経済新聞	実名	有料版のみ実名
産経新聞	実名	実名
東京新聞	匿名	匿名

<sup>3</sup> NHK 「甲府 夫婦殺人放火事件 当時 19 歳被告に死刑判決 特定少年に初」(2024 年 1 月 18 日) <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240118/k10014325521000.html> (2024 年 12 月 23 日閲覧)

<sup>4</sup> 神戸新聞「甲府・夫婦殺害の「特定少年」、実名報道が多数 顔写真、ネット対応は」(2022 年 4 月 14 日) <https://www.kobenp.co.jp/news/sougou/202204/0015219948.shtml> (2024 年 12 月 23 日閲覧)

② テレビ局<sup>5</sup>

	放送	インターネット
NHK	実名	実名
フジテレビジョン	実名	実名
日本テレビ	実名	実名
TBS テレビ	実名	実名
テレビ朝日	実名	実名
テレビ東京	実名	確認なし

4. 実名報道のメリット・デメリット

この項では、実名報道のメリット・デメリットを挙げながら、それらを少年に当てはめた場合にどのような影響があるか検討していきたい<sup>6</sup>。

まず、メリットとしては、「報道・記事の信ぴょう性」が保証されることだ。そもそも報道の原点は、「5W1H」がきちんと正確に伝えられることであり、これが揃うことによって記事の信ぴょう性、信頼感が増すとされる。これを匿名にした場合、憲法 21 条の表現の自由に根拠づけて主張される「国民の知る権利」が狭まる恐れがある。また、情報源となった人物の身の安全を守るために匿名を用いることがあるが、こうした手法が多用されるとねつ造や誤報・デマが発生する恐れがある。

また、犯罪報道においては、「実名を報道する」という行為には、権力を監視し、えん罪の発生を抑制することがある。メディアやインターネットが発達した現代において、犯罪報道が匿名で行われていると、誤認逮捕であっても、それを証明する人間が名乗りでないという可能性がある。実名報道をするからこそアライバイなどを証言してくれる者が名乗り出る場合もある。実名報道によって警察の捜査や不正・不備を監視する機能を持ち合わせているのではないか。

さらに、事件を起こしたものに対して、氏名などの情報を公表することによって社会的制裁を加え、その後の事件発覚を抑止する一般予防効果も期待できるとされている。企業には、求職者の経歴や犯罪歴などをチェックする部署もあるため、刑務所を出所してとしても、企業に過去の経歴が知られていることがある。このようにして罪を犯した者には一定の応報的制裁が支持されているのだ。

一方、デメリットとしては、「模倣犯の増加」が挙げられる。実名報道などで氏名が公

---

<sup>5</sup> 「少年事件報道の実名報道は何をもたらしたのか（下）」民法 online（2023年2月22日）<https://minpo.online/article/post-245.html>（2024年12月23日閲覧）

<sup>6</sup> 内藤正明 『実名報道と匿名報道の社会的役割--「国民の知る権利」と「少年法 61 条・推知報道の禁止」』2024年12月23日閲覧

表されると「悪い意味でのヒーロー」にする恐れがある。テロリストや暴力団組員のよう  
な組織的な犯罪、自己顕示欲が犯行動機となっている場合、報道と同時に犯人への賛美や  
羨望などをもたらし、さらなる犯罪への引き金となる恐れがある。実際、2019年にアメリ  
カ・テキサス州で起こったミッドランド銃乱射事件<sup>7</sup>では、地元警察が「彼の行為に悪名を  
与えない」として、記者会見の場で犯人の氏名公表を拒否するという事例も起こってい  
る。また、近年、インターネットやSNSの発展によって事件について検索すると、新聞や  
インターネット記事に混在する形で、特定少年の実名や住所、家族に関する情報が書かれ  
た投稿やサイトがヒットする。インターネットを通じて一度投稿されると、急速に不特定  
多数の者に拡散し、「デジタルタトゥー」として消えることなく永久的に残ってしまう。  
そのため、社会復帰を目指す非行少年にとって、職業選択に幅が狭まる恐れがあり、再犯  
リスクが高まる恐れがある。

## 5. 私見

ここまで、実際の事件を元に、メリット・デメリットについて述べてきたが、これらを  
踏まえて私個人の意見は、今回取り上げた事件について、「特定少年に対する実名報道は  
行うべきである」ということである。この考えに至った主な理由として、放火殺人事件と  
いう社会的影響力の大きさ、事件の重要性を加味する必要があると考えたからだ。前項の  
「メリット」で述べたように、実名報道によって、きちんと事件の概要や詳細が報じられ  
ることによって、正確な情報が国民の手に渡ることができる。匿名報道にすることで、あ  
らぬえん罪やデマ・特定が加速する恐れもある。実名報道によって、非行少年の将来に影  
響を及ぼす可能性も否定できないが、完全に道が絶たれているわけではなく、国や企業、  
各種機関のもとで非行少年に対する自立・就労支援が行われている事は事実だ。もちろ  
ん、加害少年の枠からはみ出して、家族や親族などの情報までを掲載することは論外であ  
るが、今回の事件における社会的関心・影響力の大きさを考慮し、事件を起こした少年に  
対して実名で報道するべきである。

## 6. おわりに

ここまで、実際に起こった事件を参考に、少年法改正により可能となった特定少年の実  
名報道について見てきた。事件の重要性や社会的事情を加味した上で、実名報道に踏み切  
るメディアもいる一方で、少年法の理念にのっとり匿名報道を続けるメディアも存在する

---

<sup>7</sup> テキサス銃乱射事件、警察はテレビ中継で容疑者の名前を公表せず「彼の行為に、悪名  
を与えない」 ハフポスト WORLD ([fuffingtonpost.jp](https://www.huffingtonpost.jp/entry/texas-shooting-odessa_jp_5d6c7663e4b09bbc9ef10f78)) 2024年12月23日閲覧  
[https://www.huffingtonpost.jp/entry/texas-shooting-  
odessa\\_jp\\_5d6c7663e4b09bbc9ef10f78](https://www.huffingtonpost.jp/entry/texas-shooting-odessa_jp_5d6c7663e4b09bbc9ef10f78)

ことが分った。評価の分れるところではあるが、私は、今回取り上げた事件においては、犯罪の残虐性・社会的影響度の大きさから実名報道を行うべきであると考え。実名報道をすることによって少年の健全な育成に影響を及ぼすのは確かだが、自らの罪を自覚させ、二度と同じような者を出せないためにも、一定の抑止力となる「氏名の公表」は必要であると検討する。また、各種メディアが今後どのような対応をするのかにも、注目していきたい。